

国道31号坂電線共同溝PFI事業

事業費の算定及び支払方法

令和7年9月

国土交通省中国地方整備局

国道 31 号坂電線共同溝 P F I 事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の定める手続きにより、中国地方整備局が実施するものである。中国地方整備局は、本事業を適正かつ確実に実施した場合の対価である事業費を事業者に支払うものとし、以下にその算定方法と支払方法を示す。

なお、本記載内容において用いられる用語は、別段の定めがないかぎり「事業契約書（案）」（入札説明書 添付 1-1 又は添付 1-2）別紙 2 に記載する用語の定義に定めるところによる。

第 1. 事業費の構成

1. 事業費の構成

事業費は、本施設の調査・設計業務、工事業務及び工事監理業務（以下、これらを総称して「整備業務」という。）の実施に係る費用（以下「施設整備費」という。）、維持管理対象施設の維持管理業務の実施に係る費用（以下「維持管理費」という。）及び本事業を実施するために事業者が必要とする費用（以下「その他費用」という。）から構成されるものとする。

各費用の概要は、次の（1）から（3）のとおりとする。

（1） 施設整備費

施設整備費は、施設費、割賦手数料及び施設費に係る消費税等から構成されるものとする。

① 施設費

施設費（割賦原価）は、本契約の締結日から本施設の引渡日（同日を含む。以下同じ。）までに事業者が整備業務の実施のために要する費用とする。なお、事業者の開業に伴う諸費用や本契約の締結日から本施設の引渡日までの期間に要する事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）等、施設整備に関する初期投資として認められる費用については、施設費に含むものとする。

② 割賦手数料

割賦手数料は、それぞれ下記第 2.3.（1）①に定める回数による施設費の分割払いとした場合の、割賦支払に必要な割賦金利とする。なお、割賦手数料は、事業者の税引前利益の一部を含むものとする。

割賦手数料の料率は、基準金利と事業者の提案による利ざや（スプレッド）の合計とする。基準金利の詳細は、下記第 2.3.（1）②に示す。

（2） 維持管理費

維持管理費は、維持管理対象施設の維持管理開始日から事業期間の終了日までの事業期間中に生じる維持管理対象施設に係る点検業務、補修業務、台帳管理業務及び調整マ

ネジメント業務（維持管理段階）に係る費用並びにこれらの費用に係る消費税等の総額とする。

(3) その他費用

その他費用は、維持管理対象施設の維持管理開始日から事業期間の終了日までの間に、本事業を実施するために事業者が必要とする費用及び事業者の税引前利益（上記（1）②に計上される部分を除く。）及びこれらの費用に係る消費税等とする。

2. 事業費の内訳

事業費を構成する各費用の内訳は、下表に示すとおりとする。

表 1. 事業費の内訳

項目	支払区分	費用の内容
事業費	施設費	調査・設計業務費 工事業務費（支障移設費、電線共同溝費、引込管・連系管路費、舗装復旧費等） 工事監理業務費 調整マネジメント業務費（設計段階・工事段階） 事業者の開業に伴う費用 引渡日までの事業者の運営費（人件費、事務費等） 融資組成手数料 建中金利 その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等
	消費税等	施設費に係る消費税等
	割賦手数料	資金調達に必要な融資等に係わる金利 事業者の税引前利益の一部
	点検・補修費	点検業務費、補修業務費
	台帳管理費	台帳管理業務費
	調整マネジメント業務費（維持管理段階）	調整マネジメント業務費（維持管理段階）
維持管理費	消費税等	点検・補修費、台帳管理費及び調整マネジメント業務費（維持管理段階）に係る消費税等
	その他の費用	引渡日以降の事業者の運営費 事業者の税引前利益（割賦手数料に計上される部分を除く）
	消費税等	その他の費用に係る消費税等

※表中にある「消費税等」とは、消費税及び地方消費税をいう。

※割賦手数料は非課税（消費税対象外）

第2. 事業費の算定及び支払方法

1. 支払方法の基本的な考え方

事業者は、本事業において、本施設の整備から維持管理対象施設の維持管理までのサービスを事業者の責任により一体として提供するものであるため、中国地方整備局は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価を一体とし、原則として事業期間にわたり平準化して支払うものとする。

2. 支払方法の基本的事項

中国地方整備局は、事業費について、下記第2.3.で算定された各費用の支払額及びその各々にかかる消費税等の相当額を、原則として、毎回、中国地方整備局が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に、かつ各年度末の翌月末までに支払う。

具体的には、施設整備費の第1回目支払時期は、令和16年4月30日までとする。また、維持管理費及びその他費用の第1回目の支払時期は、令和16年4月30日までとする。

3. 各費用の支払額の算定及び支払方法

事業費を構成する各費用の各回の支払額は、次の（1）から（3）のとおり算定する。

（1）施設整備費

① 施設費

施設費（割賦原価）は、令和15年4月1日以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額の合計（施設整備費）が均等になるよう、年1回、全12回に分けて支払う。各回の支払額は、次のとおりする。

$$\cdot \text{施設整備費の各回支払額} = \text{事業契約書内訳の施設整備費全額の } 1/12$$

② 割賦手数料

割賦手数料は、施設費とともに、令和15年4月1日以降事業期間にわたり、年1回、全12回に分けて支払う予定である。

各回の支払額は、上記①に示すとおり施設費を支払うものとして、第1.1.（1）②に示す割賦手数料の料率に基づき算定する。

ア 割賦手数料の計算期間

割賦手数料の計算期間は、各支払期の期初（4月1日）から期末（3月31日）とする。なお、第1回目の割賦手数料の計算期間は、令和15年4月1日から令和16年3月31日までとする。

イ 基準金利

当初の基準金利（以下「当初基準金利」という。）は、本施設の引渡予定日（令和15年3月31日）の7営業日前（以下「当初金利確定日」という。）に確定することとする。また、基準金利は事業者が指定する任意の時期に、1回に限り見直しを行うことを可能とする。基準金利の見直し時期は、本施設の引渡予定日の2年前までに中国地方整備局と協議の上、決定することとする。なお、見直し時期を年度の途中とすることは認めない。

基準金利を見直す場合、見直し前の支払期末の7営業日前（以下「見直し金利確定日」という。）に見直しを行うものとし、当初基準金利の料率と当該見直した基準金利（以下「見直し基準金利」という。）の料率が異なる場合は、見直し基準金利を事業者が指定する支払期以降の支払いに適用し、割賦手数料の契約変更を行うものとする。ただし、基準金利がマイナスとなった場合、基準金利はゼロとする。

当初の基準金利の料率、及び見直し基準金利の料率については、金利の見直しを行う支払期の決定結果を踏まえ、当初基準金利での支払期間、見直し基準金利での支払期間に準じた国債金利を用いることとし、それぞれ当初金利確定日、見直し金利確定日に公表されるものとする。

割賦手数料の料率は、これに応募者の提案による利ざや（スプレッド）を足したものとするが、見直し金利確定日における利ざやの再提案は認めない。

なお、入札時の割賦手数料の算定に用いる基準金利については、入札公告日に公表される国債金利7年ものとし、当該基準金利を全支払期（全12回）に適用すること。

(2) 維持管理費

維持管理費は、令和15年4月1日以降事業期間にわたり、年1回、全12回の支払とし、原則として各回同額を支払うものとする。

(3) その他費用

その他費用は、令和15年4月1日以降事業期間にわたり、年1回、全12回の支払とし、原則として各回同額を支払うものとする。ただし、第1.2.の表1.のとおり、引渡日までの事業者の運営費は施設費に含めるものとする。

(4) 消費税等

消費税等については、施設費、点検・補修費、台帳管理費及び調整マネジメント業務費（維持管理段階）並びにその他の費用の見積価格の合計額（税抜）に対し、その相当額を各支払期において支払う。なお、第1.2.の表1.に定める支払区分別の対価毎に、支払期ごとの消費税等を算定するにあたり、それぞれ1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、入札にあたっての消費税等（消費税及び地方消費税）の差

額として生じた端数は、全て第1回支払額に合算する。

(5) 1円未満端数の取扱

入札にあたっては、第1.2.の表1.に定める支払区分別の対価毎に、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」（昭和25年法律第61号）第2条に基づき、1円未満の端数を処理する。

第3. 事業費の確定

事業費は、その内訳を各段階において精査し、本施設引渡日の30日前までに確定するものとする。ただし、基準金利及び物価変動を改定する場合を除くものとする。

(1) 本契約締結後 14 日以内

事業契約書の定めるところにより、契約金額をもとに事業費の内訳を算定する。

(2) 詳細設計業務完了時

事業契約書の定めるところにより、詳細設計業務の結果を踏まえ事業費の内訳を精査し、上記（1）で算定した事業費の内訳を修正する。なお、工事業務費のうち電線共同溝費及び舗装復旧費に関しては工事費合意書に基づき事業費を確定する。

(3) 事業費確定に係る資料の提出

事業者は、事業費確定に係る資料を、本施設の引渡予定日の2年前までに、中国地方整備局に提出するものとする。中国地方整備局は、提出された事業費確定に係る資料の内容を確認し、事業費又は事業費の内訳に変更若しくは増減がある場合は、事業契約書の定めるところにより、本施設引渡日の30日前までに事業費を変更し事業費の内訳を確定する。

(4) 技術提案があった場合

① 技術提案があった場合の維持管理費等の取扱い

本施設の工期短縮に基づく早期完成・引渡しに伴い、維持管理対象施設の維持管理開始日が令和15年4月1日以前となった場合、早期完成・引渡し後の維持管理開始日から令和15年3月31日までの維持管理費、その他費用及び割賦手数料については、予算措置が行われることを条件として、上記（3）の手続きにおいて金額を確定して支払うものとする。

上記の場合においても、支払い期間は変更せず、令和15年4月1日以降事業期間にわたり、年1回、全12回の支払として原則として各回同額を支払うものとする。ただし、割賦手数料については、支払い時期、方法等について、中国地方整備局と協議の上、決定する。

② 技術提案があった場合の入札価格について

入札時には、本施設の工期短縮に基づく早期完成・引渡しの技術提案を行う場合であっても、入札価格に①の追加費用は含めないものとする。

第4. 事業費の改定

1. 基本的な考え方

施設整備費は、当初基準金利の確定日までの金利変動相当分、見直し基準金利の確定日までの金利変動相当分、及び下記2.による改定を除き、原則として改定を行わない。

維持管理費及びその他費用については、年度毎に見直すものとする。この見直しは、物価変動、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、PFI手法に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、国民の負担を原資とする中国地方整備局の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、中国地方整備局及び事業者が協議して行う。

なお、要求水準の変更その他により必要に応じて、中国地方整備局及び事業者が協議の上、事業費の改定を行うことができるものとする。

また、改定の結果、1円未満の端数が生じた場合は、第2.3.(5)による処理を行う。

2. 施設整備費の物価変動に基づく改定

- ア 中国地方整備局又は事業者は、整備期間内で本契約締結日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により施設費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して施設整備費の変更を請求することができる。
- イ 中国地方整備局又は事業者は、アの規定による請求があったときは、変動前残施設費（施設整備費から当該請求時の出来形部分に相応する施設整備費を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残施設費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残施設費に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残施設費の1,000分の15を超える額及びこれに伴う資金調達に係る金利等の増減を含め、変更に応じなければならない。
- ウ 変動前残施設費及び変動後残施設費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき中国地方整備局及び事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日又は中国地方整備局及び事業者が合意した延長期間以内に協議が整わない場合にあっては、中国地方整備局が定め、事業者に通知する。
- エ アの規定による請求は、本改定方法の規定により施設費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、アに「本契約締結日」とあるのは「直前の本改定方法に基づく施設整備費変更の基準とした日」とするものとする。
- オ 特別な要因により整備期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備費が不適当となったときは、中国地方整備局又は事業者は、前各項の規定によるほか、施設整備費の変更を請求することができる。
- カ 予期することのできない特別の事情により、整備期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設費が著しく不適当となったときは、中国地方整備局又は事業者は、アからオまでの規定にかかわらず、施設整備費の変更を請求することができる。

- キ オ及びカの場合において、施設整備費の変更額については、中国地方整備局及び事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、中国地方整備局が定め、事業者に通知する。
- ク ウ及びキの協議開始の日について、中国地方整備局が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、中国地方整備局がア、オ又はカの請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、中国地方整備局に通知することができる。

3. 維持管理費及びその他費用の物価変動に基づく改定

(1) 対象となる費用

維持管理費及びその他費用

(2) 改定時期

① 改定指標の評価

毎年 4 月 10 日時点で確認できる最新の指標により評価を行う。

② 対価の改定

原則として、翌年度の 4 月 1 日以降の維持管理費及びその他費用の支払いに反映する。なお、第 1 回目の支払額については、本契約締結日の属する年度の指標と引渡予定日の属する年度の指標により、改定を行う。

(3) 改定方法

前回改定時（第 1 回の支払については本契約締結日の属する年度の 4 月 10 日）の指標に対して、現指標が 3 ポイント以上変動した場合に、維持管理費及びその他費用の改定を行う。本契約締結以降、対価を改定していない費用については、本契約締結日の属する年度の指標を前回改定時の指標とみなす。

① 改定指標

改定指標として使用する指標は次のとおりとする。従って、4 月 10 日時点で確認できる最新の指標には、前年度 2 月の速報値を用いる。ただし、本契約締結以降、対価を改定していない際に用いる事業契約締結日の属する年度の指標には、同年度の訂正值（3 か月間訂正及び定期遅延訂正）を用いる。

表2. 維持管理費及びその他費用の改定指標

業務の区分	該当する業務の内訳	使用する指標
維持管理費	点検・補修費	「企業向けサービス価格指数」：土木建築サービス（物価指数月報：日本銀行調査統計局）
	台帳管理費	
	調整マネジメント業務費（維持管理段階）	「企業向けサービス価格指数」：その他の専門サービス（物価指数月報：日本銀行調査統計局）
その他費用	その他の費用	

費用については、初年度に支払われる対価を基準額とし、以下の算定式に従って年度ごとに對価を確定する。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

② 改定率及び計算方法

$$AP' t = APt \times (CSPI_n / CSPI_m)$$

ただし | 今回評価時の指標 - 前回改定時の指標 | ≥ 3 ポイント

m : 前回改定に用いた評価時年度（契約後未改定の場合は、事業契約締結年度）

n : 今回評価時年度

t : 今回費用改定をする対価の対象年度（t : n+1, …、事業終了年度）

APt : 改定前のt年度A業務の対価

AP' t : 改定後のt年度A業務の対価

CSPI : Corporate Service Price Index（企業向けサービス価格指数）

CSPIm : 前回改定時の評価指標である、m年度の価格指數

CSPIn : 今回改定時の評価指標である、n年度の価格指數

上記の算定式に従って、計算例を示すと次のとおりとなる。

(計算例)

前回物価改定時（又は初回支払い時）である令和18年度の支払いが100万円、前回改定時の指標である令和15年度（2月時点）の指數が90、令和17年度（2月時点）の指數が108の場合：

令和18年度の改定率（令和17年度（2月時点）の物価反映）

$$= \text{令和17年度（2月時点）の指數 [108]} \div \text{令和15年度（2月時点）の指數 [90]} = 1.2$$

令和18年度の対価（改定後）

$$= \text{令和18年度の対価（改定前）} [100\text{万円}] \times 1.2 = 120\text{万円}$$

第5．入札価格及び落札価格との関係

入札価格は、事業費を構成する施設整備費、維持管理費及びその他費用全ての見積価格と消費税等の合計とし、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。その際の消費税率については、第二次審査資料及び入札書の提出時の消費税率を適用することとする。

なお、割賦手数料については、入札時には入札公告日に公表される国債金利7年ものを基準金利として算定する。

第6．支払額の減額措置

中国地方整備局は、事業期間にわたり、本事業の実施に関する各業務及び経営管理状況の業績等の監視を行い、要求水準が達成されていない場合は、支払額の減額等を行う。減額等の措置の詳細については、「業績等の監視及び改善要求措置要領」（入札説明書 添付5）によるものとする。